

市第62号議案

横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する
条例の制定

横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
を次のように定める。

平成24年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する
条例

目次

- 第1章 総則（第1条 第3条）
- 第2章 療養介護（第4条 第32条）
- 第3章 生活介護（第33条 第50条）
- 第4章 自立訓練（機能訓練）（第51条 第55条）
- 第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条 第60条）
- 第6章 就労移行支援（第61条 第69条）
- 第7章 就労継続支援A型（第70条 第84条）
- 第8章 就労継続支援B型（第85条 第87条）
- 第9章 多機能型に関する特例（第88条 第90条）
- 第10章 雑則（第91条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律（平成17年法律第 123 号。以下「法」という。

）第80条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 常勤換算方法 事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第 6 条の 6 第 1 号の自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第 2 号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援 A 型（規則第 6 条の10第 1 号の就労継続支援 A 型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援 B 型（同条第 2 号の就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第 3 項の医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第 4 項の放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第 5 項の保育所等訪問支援をいう。以下

同じ。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(障害福祉サービス事業者の一般原則等)

第3条 障害福祉サービス事業者を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 障害福祉サービス事業者は、その設備及び運営に関し、この条例に規定する障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を超えて常に向上させるよう努めるものとする。
- 5 障害福祉サービス事業者は、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはな

らない。

第 2 章 療養介護

(基本方針)

第 4 条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第 2 条の 2 に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

第 5 条 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第 6 条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(運営規程)

第 7 条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びそ

の額

- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害の対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項
(非常災害の対策)

第8条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第9条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第17条第1項の療養介護計画
- (2) 第28条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (3) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第32条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採

った処置についての記録

(規模)

第10条 療養介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第11条 療養介護事業所の設備の基準は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営に必要な設備を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号の厚生労働大臣の定める基準以上
- (3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 療養介護の単位ごとに常勤換算方法で利用者の数を2で除した数以上
- (4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに常勤換算方法で利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が常勤換算方法で利用者の数を2で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるもの

とする。

- (5) サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第3号及び第4号並びに次項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の当該療養介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
- 4 第1項に規定する療養介護事業所の職員（同項第1号から第3号までに掲げる者を除く。）は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施

設等の職務に従事することができるものとする。

6 第 1 項第 4 号の生活支援員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

7 第 1 項第 5 号のサービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第14条 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第15条 療養介護事業者が、療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(療養介護の取扱方針)

第16条 療養介護事業者は、次条第1項の療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じてその支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第17条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画(以下「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければな

らない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第 4 項の療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及

びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 定期的に利用者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項の療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第19条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図

り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 療養介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第22条 療養介護事業者は、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第23条 療養介護事業所の職員は、現に療養介護の提供を行ってい

るときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第24条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第26条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ず

るとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第28条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第29条 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 療養介護事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(苦情解決)

第30条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者

又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 生活介護

(基本方針)

第33条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第 2 条の 4 に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備）

第34条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第35条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第 45号）第19条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（運営規程）

第36条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びそ

の額

- (6) 通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害の対策
 - (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (12) その他運営に関する重要事項
- （規模）

第37条 生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第38条 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 訓練・作業室
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等

を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第 1 項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第 1 項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）
ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分（省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア) 平均障害程度区分が 4 未満 利用者の数を 6 で除した数
以上

(イ) 平均障害程度区分が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除

した数以上

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに1人以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数とする。

エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに1人以上とする。

(4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第3号及び第5項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の当該生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

- 5 第 1 項及び前項に規定する生活介護事業所の職員（第 1 項第 1 号に掲げる者を除く。）は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第 1 項第 1 号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 7 第 1 項第 3 号の生活支援員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第 1 項第 4 号のサービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第40条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所（第 3 項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項及び第 3 項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、6 人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ 1 人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第41条 生活介護事業者は、生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

第42条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 生活介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 生活介護事業者は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6 生活介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第43条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産

活動に従事する利用者の作業時間、作業量等がその利用者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第44条 生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

第45条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護

事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第46条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

第47条 生活介護事業所の職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第48条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第49条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(準用)

第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第32条までの規定は、生活介護の事業につ

いて準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号、第 16 条第 1 項及び第 17 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と読み替えるものとする。

第 4 章 自立訓練（機能訓練）

（基本方針）

第 51 条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第 6 条の 7 第 1 号に規定する者に対して、規則第 6 条の 6 第 1 号に規定する期間にわたり身体機能の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第 52 条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 人

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上とする。

イ 看護職員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに 1 人以上とする。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに 1 人以上とする。

エ 生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに 1

人以上とする。

(3) サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、
ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイ
に掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40
又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所
における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問す
ることにより自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、自立訓練
（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて
、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を
1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規
に事業を開始する場合は、推定数による。

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困
難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な
機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その
他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第1項、第2項及び前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業
所の職員（第1項第1号に掲げる者を除く。）は、専ら当該自立
訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない
。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなけれ
ばならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障

がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第 1 項第 2 号の看護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

8 第 1 項第 2 号の生活支援員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

9 第 1 項第 3 号のサービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

（訓練）

第53条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時 1 人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第54条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第63条第

1 項の就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第45条から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7第2号に規定する者に対して、規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(規模)

第57条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練（規則第25条第6号の宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第58条 自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第1項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項の訓練・作業室を設けないことができる。
- (1) 居室
- ア 一の居室の定員は、1人とすること。
- イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 4 第1項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 5 第1項及び第3項に規定する設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2の耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3の準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木

造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると市長が認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、宿泊型自立訓練事業所の配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(職員の配置の基準)

第59条 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上
ア イに掲げる利用者以外の利用者
イ 宿泊型自立訓練の利用者
- (3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合において、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに1人以上

- (4) サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、
ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイ
に掲げる数
- ア 利用者の数が60人以下 1人以上
- イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40
又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置
いている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第2号中
「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自
立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職
員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものと
する。この場合において、生活支援員及び看護職員の数、当該
自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1人以上とする。
- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所
における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問す
ることにより自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、自立訓練
（生活訓練）事業所ごとに、前2項に規定する員数の職員に加え
て、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員
を1人以上置くものとする。
- 4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用
者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始す
る場合は、推定数による。
- 5 第1項及び第2項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職
員（第1項第1号に掲げる者を除く。）は、専ら当該自立訓練（
生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただ

し、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第 1 項第 1 号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第 1 項第 2 号又は第 2 項の生活支援員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

8 第 1 項第 4 号のサービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第60条 第 8 条、第 9 条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第45条から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号及び第16条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第17条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 7 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第 8 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第40条第 2 項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

(基本方針)

第61条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の9に規定する者に対して、規則第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(認定就労移行支援事業所の設備)

第62条 第69条において準用する第38条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている次条第1項の就労移行支援事業所（以下「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(職員の配置の基準)

第63条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所

ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに 1 人以上とする。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに 1 人以上とする。

(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 15 で除した数以上

(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が 60 人以下 1 人以上

イ 利用者の数が 61 人以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第 1 項に規定する就労移行支援事業所の職員（同項第 1 号に掲げる者を除く。）は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第 1 項第 1 号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第 1 項第 2 号の職業指導員又は生活支援員のうちいずれか 1 人

以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第64条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、認定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、認定就労移行支援事業所ごとに1人以上とする。

ウ 生活支援員の数は、認定就労移行支援事業所ごとに1人以上とする。

(3) サービス管理責任者 認定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前条第2項から第5項まで及び第7項の規定は、前項の職員及びその員数について準用する。

(実習の実施)

第65条 就労移行支援事業者は、利用者が第69条において準用する第17条第1項の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）及び特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校をいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第66条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第67条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第68条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を市長に報告しなければならない。

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第17条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第10項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

(基本方針)

第70条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら規則第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第71条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A

型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労継続支援 A 型事業所」という。)の管理者は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(規模)

第 72 条 就労継続支援 A 型事業所は、10 人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- 2 就労継続支援 A 型事業者が第 77 条第 2 項の規定により雇用契約を締結していない利用者(次項及び第 79 条第 2 項から第 4 項までにおいて「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対して就労継続支援 A 型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10 人を下回ってはならない。
- 3 就労継続支援 A 型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援 A 型事業所の利用定員の 100 分の 50 及び 9 人を超えてはならない。

(設備の基準)

第 73 条 就労継続支援 A 型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援 A 型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項の訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第1項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第74条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

イ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに1人以上とする。

ウ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに1人以上とする。

(3) サービス管理責任者 就労継続支援 A 型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60人以下 1人以上

イ 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項に規定する就労継続支援 A 型事業所の職員（同行第1号に掲げる者を除く。）は、専ら当該就労継続支援 A 型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援 A 型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援 A 型事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第75条 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所における主たる事業所（第3項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（次項及び第3項において「従

たる事業所」という。)を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（実施主体）

第76条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（雇用契約の締結等）

第77条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、規則第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

（就労）

第78条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、

作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第79条 就労継続支援 A 型事業者は、第77条第 1 項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援 A 型事業者は、雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 就労継続支援 A 型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第 2 項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる 1 月当たりの工賃の平均額は、3,000 円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第80条 就労継続支援 A 型事業者は、利用者が第84条において準用する第17条第 1 項の就労継続支援 A 型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援 A 型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向

及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第81条 就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第82条 就労継続支援 A 型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第83条 就労継続支援 A 型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援 A 型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に 100 分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に 100 分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に 100 分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第84条 第 8 条、第 9 条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号、第 16条第 1 項及び第17条 (第 3 項及び第 9 項を除く。) 中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援 A 型計画」と読み替えるものとする。

第 8 章 就労継続支援 B 型

(基本方針)

第85条 就労継続支援 B 型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第 6 条の10第 2 号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(工賃の支払等)

第86条 就労継続支援 B 型の事業を行う者 (以下「就労継続支援 B 型事業者」という。) は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる 1 月当たりの工賃の平均額 (第 4 項において「工賃の平均額」という。) は、 3,000 円を下回ってはならない。

3 就労継続支援 B 型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社

会生活を営むことを支援するため、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

- 4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、神奈川県及び市長に報告しなければならない。

(準用)

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

第88条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、多機能型による自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、多機能型による自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、多機能型による就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)

、多機能型による就労継続支援 A 型事業所（以下「多機能型就労継続支援 A 型事業所」という。）及び多機能型による就労継続支援 B 型の事業を行う事業所（以下「多機能型就労継続支援 B 型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第 5 条の指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第 62 条の指定医療型児童発達支援の事業又は指定通所支援基準条例第 72 条の指定放課後等デイサービスの事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含み、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が 20 人以上である場合は、第 37 条（第 55 条、第 69 条及び第 87 条において準用する規定を含む。）、第 57 条及び第 72 条の規定にかかわらず、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6 人以上
- (2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6 人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員を 10 人以上とし、かつ、宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓

練)の利用定員を6人以上とする。

(3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上

2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、多機能型生活介護事業所が、主として児童福祉法第7条第2項の重症心身障害児につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

(職員の員数等の特例)

第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項及び第6項並びに第74条第5項(第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例第

6 条第 1 項第 2 号の児童発達支援管理責任者を除く。)を含み、
管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち 1 人以上
は、常勤でなければならない。

2 多機能型事業所は、第39条第 1 項第 4 号及び第 8 項、第52条第
1 項第 3 号及び第 9 項、第59条第 1 項第 4 号及び第 8 項、第63条
第 1 項第 4 号及び第 7 項並びに第74条第 1 項第 3 号及び第 6 項（
これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定に
かかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令の規
定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなし
て、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理
責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の
数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる
。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる
サービス管理責任者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない
。

- (1) 利用者の数の合計が60人以下 1 人以上
- (2) 利用者の数の合計が61人以上 1 に、利用者の数の合計が60
を超えて40又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
（設備の特例）

第90条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さ
ないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の
設備を兼用することができる。

第10章 雑則

（委任）

第91条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)
- 2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、同条第3項の生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。
 - (1) アからウまでに掲げる利用者(省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。アからウまでにおいて同じ。) の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数
 - ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数
 - イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
 - ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数
 - (2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
(宿泊型自立訓練に関する経過措置)
- 4 平成18年10月1日において現に法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第50条の2第1項第1号の精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、同項第2号の精神障

害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第 169 号。以下「整備省令」という。）第 1 条第 1 号の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第23条第 1 号の通所施設及び同条第 2 号の精神障害者小規模通所授産施設を除く。））、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の 6 の知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）（整備省令第 1 条第 6 号の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第 22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第 1 号の知的障害者入所更生施設に限る。））、旧知的障害者福祉法第21条の 7 の知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第 1 号の知的障害者入所授産施設に限る。）又は旧知的障害者福祉法第21条の 8 の知的障害者通勤寮（以下「知的障害者通勤寮」という。）として存していた自立訓練（生活訓練）事業所において行われる宿泊型自立訓練について、第58条第 3 項の規定を適用する場合は、同項第 1 号ア中「 1 人」とあるのは精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第 3 条の規定の適用を受けるものを除く。）であったものについては「 2 人以下」と、精神障害者生活訓練施設若しくは精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第 3 条の規定の適用を

受けるものに限る。)、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮であったものについては「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積」とあるのは「利用者1人当たりの床面積」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設であったものについては「4.4平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮であったものについては「6.6平方メートル」とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、旧知的障害者援護施設最低基準附則第4条の規定の適用を受ける知的障害者通勤寮であったものについて、第58条第3項の規定を適用する場合は、同項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、同号イ中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

- 6 平成18年10月1日において現に法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第29条の身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第30条の身体障害者療護施設、旧身体障害者福祉法第31条の身体障害者授産施設(以下「身体障害者授産施設」という。)、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)として存していた建物において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型

の事業又は就労継続支援 B 型の事業を行う場合については、当分の間、第11条第 1 項、第38条第 1 項（第55条及び第69条において準用する場合を含む。）、第58条第 1 項又は第73条第 1 項（第87条において準用する場合を含む。）の多目的室を設けないことができる。

（従たる事業所に関する経過措置）

- 7 平成18年10月 1 日において現に身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設として存していた生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所又は就労継続支援 B 型の事業を行う事業所が、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援 A 型の事業又は就労継続支援 B 型の事業を行う場合において、同日において現に存していた分場（整備省令第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第51条第 2 項並びに旧知的障害者援護施設最低基準第23条第 2 項及び第47条第 2 項の分場をいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）をこれらの事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）として設置している場合については、当分の間、第40条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を第55条、第60条及び第69条において準用する場合を含む。）並びに第75条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この

場合において、当該従たる事業所に置かれる職員（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例を制定する必要があるので提案する。

参 考

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律（抜粋）

（障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホーム
の基準）

第 80 条 都道府県は、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。以下この条及び第 82 条第 2 項において同じ。）、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（大都市等の特例）

第 106 条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する規定で政令で定めるものは、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。